

令和8年1月20日

課名：建築都市部建築指導課
直通：092-643-3719
内線：4678
担当：西本、衣川

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：
東京都渋谷区本町1-13-3
(株)トーニチコンサルタント

2 指名停止の期間：
令和8年1月20日～令和8年4月19日（3ヵ月間）

3 事実概要：
(株)トーニチコンサルタントは、名古屋市発注の特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第6号に該当することから、指名停止期間は6ヶ月以上12ヶ月未満であるが、課徴金減免制度の適用を受けているため、措置期間を2分の1とする。
従って、本件については、過去の事例等から指名停止3ヵ月とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第6号】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内

【指名停止要綱の運用について 7別表その2関係】

(3) 別表その2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表その2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第5条第3項の規定を適用するものとする。